©日本経済新聞社2010
（日刊）

日本経済新聞

4月20日
火曜日

発行所 日本経済新聞社
東京本社 ☎(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 ☎(06)6943-7111
名古屋支社 ☎(052)243-3311
西部支社 ☎(092)473-3300
札幌支社 ☎(011)281-3211
電子版アドレス
http://www.nikkei.com/
購読のお申し込み
0120-21-4946
http://www.nikkei4946.com

環境未来図

第2部 新たなコスト ①

ルール変更、企業負担重く

原発解体や土壌調査…

広島

松江市北部に位置する中国電力の島根原子力発電所。日本海沿いの山あいを切り開いた場所に白造物が並び立つ。島根原発の1号機と2号機だ。過去の検査時のモレが多数発覚したのを受け、点検中の2基は運転を停止。傍らには建設用クレーンがそびえ3号機を建設している。3号機は来年に稼働の見通しだ。

数十億円の特損

原発の老朽化の問題が電力会社の経営に重くのしかかっている。1号機は1974年、2号機は89年に運転を始めた。老朽化や耐震基準の変更で役割を終える原発は今後増える。1基500億円を超えるともされる解体費用の負担に備える会計ルール「資産除去債務」が2010年度から新たに導入された。

資産除去

債務は原発など企業が使う資産の除去に必要な対策費用をあらかじめ見積もって計上するルールだ。これまでも電力会社は原発施設の解体引当金を一定の割合で計上してきたが、新ルールで、より多くの額を計上しなければならなくなった。中国電の場合、導入初年度となる今年度は数十億円の特別損失が発生するもようだ。

「対象となる資産はかなり広い。従来とは違った資産の管理手法が必要になる」。グループ経理担当のマネージャー、安岡慎治（48）は困惑気味に話す。保有設備に関する契約条件や撤去の予定時期などを体系的に調べる作業はこれからがヤマ場だ。

調べる対象拡大

原発に限らず環境配慮で除去費用が多額に上る資産は少なくない。環境対策を進めるほど不要になる設備も増える。今後、資産除去債務は小売業など幅広い業種が計上するとみられている。

環境にかかわるルールの変化は投資家への開示義務を負う上場企業にとどまらない。中小企業にも影響が及びそうなのが今年4月施行の改正土壌汚染対策法だ。

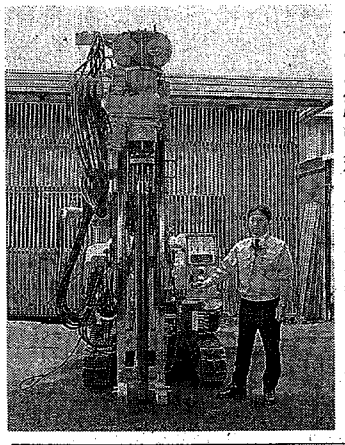

土壌汚染調査用掘削機が全国各地で稼働している（広島県福山市のエイチテック本社）

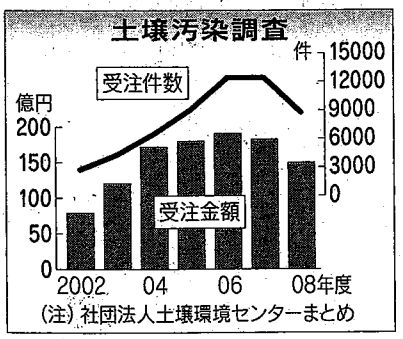

（注）社団法人土壌環境センターまとめ

「債務」の計上さらに広がる

土壌汚染調査の市場規模は拡大傾向にある。土壌汚染対策に携わる各社が加盟する土壌環境センター（東京・千代田）が会員企業に実施した調査によると、2002年度に2731件だった受注件数は06年度には1万2434件に増加。その後の不況による土地取引の低迷で減少に転じたが、「景気が回復すれば件数は持ち直す」（業界関係者）とみられている。

土壌汚染調査以外でも、企業は環境関連費用の見積もりを始めている。中国5県企業では宇部マテリアルズがアスベストなどの将来の処理費用を引当金として計上。北川鉄工所やセントラル硝子などはポリ塩化ビフェニール（PCB）の処分に関する費用を算出している。

こうした「環境債務」の計上が今後さらに広がりそうだ。

「ここ数年で、多くの大企業から土壌汚染調査の依頼があった」。環境関連事業のエイチテック（広島県福山市）社長の岡田宏（40）は調査に欠かせない土壌掘削機を横に語る。当初は建設コンサルタントを主体としていたが04年に土壌汚染調査事業を始めた。「環境にかかわる仕事をしなければ生き残れない」との読みは当たり、今では年間250件以上の調査を請け負う土壌汚染調査業界大手だ。

首都圏を中心に飛び込み営業を続け、これまでは受注の大半が東京に本社を置く企業に関連する仕事だった。「新たな法や自治体条例が契機になり、地場中小企業にも調査ニーズが広がる」とみる。法改正で土壌汚染対策が必要な対象範囲が広がったうえ、広島県など法より広範囲な対象に調査を義務付ける自治体も相次いでいる。

今週、岡田のもとに新たに土壌浄化装置が届いた。調査から対策にも事業を広げる。既に中国地方の企業から汚染対策の依頼が舞い込む。「着実に企業の意識は変わってきた」と確信を強めている。

（敬称略）

◇

業種や規模の大小を問わずあらゆる企業に求められる環境対策。従来にはなかった規制で新たな義務や負担が生じる一方、新たなビジネスチャンスも広がる。第2部では環境対策に起因する企業経営への影響を探る。

広島 ☎ 082-244-1155
福山 084-932-3345